

# “NPO法人しまだ環境ひろば”が

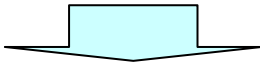
## 耕作放棄地を「市民農園」として再生！

御仮屋町には、数年前から耕作放棄された田(約1800㎡)があり、地元町内会で問題になっていて市に相談がありました。

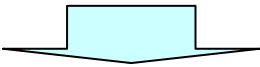
そこで、市農政課・農業委員会では、この耕作放棄された田を解消する為に、市内を中心に環境保全・自然保護などの環境をテーマに活動していて、独自にCOPP島田店前の遊休農地を菜の花畑や野菜畑として活用している「NPO法人しまだ環境ひろば」にこの耕作放棄され



◎再生前の耕作放棄された田



◎市民農園として再生した田



◎野菜栽培講習会でカブの種の植え付けをする参加者の皆さん

た田の再生依頼をしたところ、快諾を得てこの度、NPO法人しまだ環境ひろばの手により【しまだ環境ひろば 御仮屋市民農園】として再生されました。

耕作放棄された田の再生に当たっては、市の耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用して事業費を捻出し、行われました。数年間に渡り耕作放棄されていた田には、雑草が生い茂り太い根が張り巡らされていて、延べ約30人の会員の努力により、

ようやく除根作業が完了したそうです。このような会員の手による作業の末、荒れ果てていた田が40区画もの農園として蘇りました。

10月7日(日)に市民農園の開園式が開催され、その週末の土曜日には第1回目の初心者向け野菜栽培講習会が行われました。今後、第2回目の講習会も予定されています。

一区画は20・25㎡(約6坪)で年間貸出料金は五千元、まだ貸出できる区画がありますので、野

菜づくりに挑戦したいとお考えの方がいましたら、是非、ご利用ください。

なお、ご利用の申し込みは、左記までお願いします。

【しまだ環境ひろば

所在地

島田市御仮屋町8809-1

40区画(当初)

(1区画20・25㎡)

年間貸出料金 五千元(1区画)

【申込・問い合わせ先】

NPO法人しまだ環境ひろば

Tel 3 1814

(担当 平間さん)



「シリーズ 新しい風②」

次世代の農業を担う  
農業者を紹介します！



原 健太郎さん (井口)

原 健太郎さん (井口) は昨年、約1500㎡弱のハウスを借り受けて、いちご栽培を始めました。

奥さんの実家が茶・水稲・花卉の複合経営をしている専業農家で、繁忙期などに手伝いをしてる内に農業の良さに惹かれ憧れを持ち、また近

くに新規就農者で施設園芸を始めがらばっている人がいて刺激を受け、建設関係の仕事辞めて就農することを決意したそうです。



農業委員会活動

「耕作放棄地対策」

農地パトロールの実施

島田市農業委員会では、耕作放棄地と農地の無断転用などの発生防止を目的とした農地パトロールに取り組んでいます。

今年度は、9月から10月にかけて、全農業委員30名を13班に分けて市内全地区を対象

に実施しました。農地パトロール終了後には、各班ごとに結果を取りまとめ、問題のあった農地について、現況復旧に向けた指導を行ったり、農業委員による貸借のあっせんを行い、耕作放棄地の解消と農地の有効利用を図っています。



◎耕作放棄地を調査する農業委員と事務局

耕作放棄地にならないよう  
管理をしっかり行いましょう！

農地を相続したら届出を！

◎届出が必要な場合

- ・相続(産分割、包括遺贈を含む)
- ・時効取得
- ・法人の合併、分割 など

平成二十一年十二月十五日施行の農地法の一部改正に伴い、相続などにより農地を取得した場合には、概ね十ヶ月以内に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」を農業委員会に届け出ることが義務付けられました。

相続などにより農地を取得した場合は、お忘れなく届出をお願いします。

なお、届出書については、農業委員会事務局又は各支所にあります。島田市のホームページからも届出書をダウンロードできます。



農地を相続したんだけど、どうしたらいいの？